

平成 30 年度山形県正社員化促進事業奨励金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 若者の長期の雇用安定を図るとともに、優秀な人材の確保・定着のため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省第 3 号。以下、「規則」という。）に規定する転換等を実施した事業主に厚生労働省がキャリアアップ助成金（正社員化コース）（以下、「正社員化コース」という。）を支給した場合に、この要綱の定めるところにより県が山形県正社員化促進事業奨励金（以下、「奨励金」という。）を予算の範囲内で支給する。

(定義)

第 2 条 この要綱における定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 「正社員」とは、次の各号を全て満たす労働者とする。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（以下「正社員待遇」という）が適用されている労働者であること。

(2) 「多様な正社員」とは、次の各号のいずれかを満たす労働者とする。

ア 勤務地限定正社員 勤務地が、同一の事業主に雇用される正社員の勤務地に比べ限定されている労働者であって、前号ウを除く同号の要件のいずれにも該当する者。なお、当該限定とは、複数の事業所を有する企業等において、勤務地を特定の事業所（複数の場合を含む。）に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないものであること。

イ 職務限定正社員 職務が同一の事業主に雇用される正社員の職務に比べ限定されている労働者であって、前 1 号ウを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。

ウ 短時間正社員 以下のいずれかのコースに該当する短時間労働者であって、前号エを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。

(ア) 1 日の所定労働時間を短縮するコース

・同一の事業主に雇用される正社員の 1 日の所定労働時間が 7 時間以上の場合で、1 日の所定労働時間を 1 時間以上短縮するものであること。

(イ) 週、月または年の所定労働時間を短縮するコース

・同一の事業主に雇用される正社員の 1 週当たりの所定労働時間が 35 時間以上の場合で、1 週当たりの所定労働時間を 1 割以上短縮するものであること。

(ウ) 週、月または年の所定労働日数を短縮するコース

- ・同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働日数が5日以上の場合で、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮するものであること。
- (3) 「無期雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む）のうち、正社員、多様な正社員以外のものをいう。
- (4) 「有期雇用労働者」とは、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者および派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む）をいう。
- (5) 「非正規雇用労働者等」とは、次の各号のいずれかを満たす労働者とする。
 - ア 無期雇用労働者
 - イ 有期雇用労働者
- (6) 「有期→正規」とは、有期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び有期雇用の派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。
- (7) 「無期→正規」とは、無期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び無期雇用の派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。
- (8) 「転換等」とは、「有期→正規」又は「無期→正規」のことをいう。
- (9) 「中小企業事業主」、「大企業事業主」とは、正社員化コースの区分による。
- (10) 「小規模事業主」とは、正社員化コースにおいて企業規模が中小企業事業主とされ、支給対象事業主の業種分類が「製造業その他」で企業全体の常時雇用する労働者数が20人以下又は業種分類が「商業・サービス業」で常時雇用する労働者数が5人以下である事業主をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象とする事業主（以下、「支給対象事業主」という。）は、次の各号を全て満たす事業者とする。

- (1) 山形労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- (2) 平成29年4月1日以降に支給対象労働者の転換等を実施し、支給対象労働者に係る正社員化コースのうち、「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分について、山形労働局長より支給決定を受けていること。

(支給対象労働者)

第4条 奨励金の支給対象とする労働者（以下、「支給対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 正社員化コースの「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分を実施された労働者であること。
- (2) 転換等された日において、45歳未満であること。ただし、転換等された日が平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に属する場合は、転換等された日において、40歳未満であること。
- (3) 転換等された日において、山形県内の事業所で勤務する労働者であること。
- (4) 転換等された日において、山形県内に住所があること。

(支給金額)

第5条 転換等の区分に応じ、支給対象労働者1人当たり、下表に定める金額を支給する。

区 分	小規模事業主	中小企業事業主	大企業事業主
有期→正規	400,000 円	300,000 円	100,000 円
無期→正規	200,000 円	150,000 円	50,000 円

(転換等実施報告)

第6条 奨励金の支給を受けようとする事業主（以下、「申請事業主」という。）は、支給対象労働者の転換等を実施してから概ね1か月以内に転換等実施報告書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(支給の申請)

第7条 申請事業主は山形労働局長に正社員化コース支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から1か月以内に知事に山形県正社員化促進事業奨励金支給申請書（様式第2号）（以下、「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 正社員化コース支給決定通知書の写し
- (2) 正社員化コース支給申請書の写し
(山形労働局管内の公共職業安定所の受付印があるもの)
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要とする書類

(支給の決定等)

第8条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、支給決定又は不支給決定を行う。

2 知事は、奨励金の支給を決定した日から30日以内に、奨励金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等に係る報告)

第9条 奨励金の支給を受けた事業主は、正社員化コースの支給決定取消しや返還命令があった場合は、速やかに知事に報告するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正社員化コースの支給決定取消しや返還命令があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (3) 第2条から第4条までの要件を満たさないことが判明したとき。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨

励金支給決定事業主に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(奨励金の経理等)

第 12 条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(調査)

第 13 条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主に対して、支給対象労働者の雇用状況等の内容を確認するために、調査を実施することができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。